

吹田市学校体育施設開放事業の手引き

目次

1	学校体育施設開放事業(以下「学校開放」という。)とは	2
2	利用団体の条件	2
3	利用の条件	2
4	利用者登録について	3
5	利用の流れ	4
6	使用の中止	5
7	使用料について	5
8	キャンセル及びナイター施設使用料の還付について	7
9	学校施設の使用許可条件について	8
10	学校体育館空調設備(エアコン)使用条件について	9
11	様式	11

1 学校体育施設開放事業(以下「学校開放」という。)とは

地域住民のスポーツ活動への参加を促進するため、学校教育に支障のない範囲で、利用団体に対して小中学校の体育施設を開放するものです。

施設の利用については、利用団体登録が必要となり毎年度の申請が必要です。

使用できる施設や時間帯、利用できる種目は各学校により異なります。

2 利用団体の条件

- (1) 原則、6名以上のメンバーで、学校開放の目的に沿う活動を行うものとして、吹田市(以下「市」という。)が認めた団体。
- (2) 利用団体のメンバーは、団体が行うスポーツに参加する者とします。(名前貸しの禁止)
- (3) 当該学校区に居住・勤務・通学するメンバーが過半数の団体を校区内団体とし、優先的に使用ができます。校区内団体として認められる地区は小中校区内それぞれ1校区とし、メンバーが最も多い校区を校区内とします。
- (4) 本手引きに記載していることを守ることができる団体。
- (5) 各学校区が利用調整会議を開催する場合、必要に応じて出席することができる団体。
- (6) スポーツ傷害保険の加入等、事故に備えることが可能な団体(市は責任を負いません)。
- (7) 主に小中学生で構成する団体にあっては、成人している責任ある指導者のもとに活動する団体。
- (8) 営利活動、宗教活動、政治活動等を目的として利用するおそれがない団体。

3 利用の条件

- (1) 各学校により、使用できる期間・時間帯が異なります。
- (2) 特別な理由がない限り、1回あたりの使用時間は1時間単位で2時間程度としてください。ナイター利用は、2時間枠または3時間枠で予約してください。また、体育館エアコンの光熱費は、1時間単位でお支払いいただきます。
- (3) 学校の教育活動(学校行事等全般)、市主催・共催事業が優先となりますので、急遽使用できなくなる場合があります。
- (4) 施設の使用日当日は管理責任者を置き、責任をもって使用について監督にあたってください。
- (5) 予約時間内に準備、片付けを終わらせてください。
- (6) 学校開放は地域住民や学校から理解と協力を得て行っている事業のため、路上・違法駐車、騒音、喫煙等で近隣住民や学校の迷惑にならないようにしてください。
- (7) 許可を受けた目的以外に使用しないでください。また、使用の権利の譲渡、

転貸しはしないでください。

(8) 学校開放は自己責任のもとでの施設使用となるため、活動中の事故は利用団体の責任となります。市においてその責任は負わないため、施設に破損その他損害を与えた場合、管理責任者は直ちに学校、市及び学校体育施設開放運営委員会(以下、「運営委員会」という。)に連絡するとともに弁償してください。

【連絡先】

- ・使用していた学校
- ・文化スポーツ推進室 06-6384-2431
- ・使用していた学校の運営委員会

(9) 緊急事態や重大な事故が発生した場合、運営委員会に連絡をしてください。

また、緊急性に応じて消防署や警察署へ通報してください。

(10) 以下の場合は使用許可の取り消し、もしくは変更することがあります。

- ア 学校の管理運営上支障が生じた場合。
- イ 雨天時、災害時または災害の恐れがある場合。

(11) 以下の場合は使用を禁止します。

- ア 学校の施設・設備を損傷し、又は汚損するおそれがあると認める場合。
- イ 教育委員会が学校の管理上支障があると認める場合。
- ウ 利用者が本手引きから逸脱した場合。
- エ 運営委員会の指示に従わない場合。
- オ 支障があると市が認める場合。

4 利用者登録について

学校開放を利用するには、利用者登録が必要です。登録の有効期間は、登録年度の当該年度の翌年4月末までです。

(1) システムによる申請

学校施設予約管理システム(以下、「システム」という。)から利用団体登録申請を行ってください。(登録申請方法は別紙「学校施設予約システム アカウント登録・団体申請方法」参照)

その際に、添付資料として、利用団体登録申請書(様式第1号)、団体登録構成員名簿(様式第2号)のデータを添付してください。

※システムに添付する利用団体登録申請書(様式第1号)、団体登録構成員名簿(様式第2号)のデータについては、(2)で運営委員会に提出する紙での利用団体登録申請書、団体登録構成員名簿と同じものになります。利用団体登録申請書、団体登録構成員名簿の様式に内容を打ち込んだもの、又は紙に打ち出した様式に内容を記載後、写真等でデータ化したものを添付してください。

(2) 利用調整会議への出席

文化スポーツ推進室が申請いただいた内容を確認した上で、対象地域の運営委員会に申請があったことを報告します。同時に、文化スポーツ推進室から申請者に対してメール等で利用調整会議への参加について御連絡しますので、連絡がありましたら利用団体登録申請書と団体登録構成員名簿(運営委員会にはそれぞれ紙での提出)を持参のうえ、対象地域の運営委員会が実施する直近の利用調整会議に出席してください。

(3) 施設の予約

運営委員会が利用団体として地域で受け入れられるかの確認を行います。確認後、承認され次第システムから予約できるようになります。

(4) 年度更新について

翌年度も引き続き利用を希望される場合は、新年度の4月末までシステムに添付した利用団体登録申請書(様式第1号)、団体登録構成員名簿(様式第2号)を更新したうえで、運営委員会に紙で提出してください。

5 利用の流れ

(1) 利用調整会議がある校区の場合、利用調整会議に出席し、決定した使用日を利用調整会議終了後、その日にシステムで予約をしてください。利用調整会議終了翌日以降、システムから空きスケジュールへの追加申込が開始されます(空き時間は先着順。ただし、ナイトー使用の場合は事前に運営委員会に相談必要)。

追加申込の期限は使用日の7日前までです。(ただし、土日祝及び学校閉庁日の早朝(午前8時まで)・夜間(午後5時以降)の使用については使用月の前月15日まで。)※予約内容の変更期限も追加申込の期限に準じます。

利用団体が利用できるプランは学校開放プランのみになります。

運営委員会によっては、抽選により日程を調整する団体もあります。その場合は、使用月1か月前の抽選エントリー期間中(毎月1~5日)にシステムで使用希望日時を入力します。(1コマ2時間、最大10コマまでエントリー可能。)

指定日(毎月6日)に抽選が行われ、結果が利用者登録をしているメールアドレスに通知されますので、当選した利用団体は、当選通知後5日以内(毎月10日まで)にシステムで本申請を行ってください。(本申請がない場合、当選は取り消されます。)

詳しくは対象地域の運営委員会にお問合せください。

(2) ナイター施設が付属している運動場を夜間に使用する場合は、ナイター施設の使用料を徴収しています。支払いは原則クレジットカードとなりますので、システムにクレジットカード情報の登録を行い、予約時に決済をお願いします。

クレジットカードでの支払いができない場合は、文化スポーツ推進室までご相

談ください。

- (3) 使用当日、予約した時間に学校へ行き、警備員に予約完了画面を見せてください。体育館エアコンを使用する際は、警備員の指示に従ってPayPayで支払いをしてください(p6 7(4) 体育館のエアコンの光熱費及び支払方法 参照)。
- (4) 警備員、管理指導員の指示に従って使用してください。
- (5) 施設の使用後、必ずシステムに利用報告内容を入力してください。システムによる利用報告については、使用日当日に予約画面から入力できるようになります。報告の入力がない場合、虚偽の報告をしている場合等が発覚した場合は、利用団体登録を抹消することがあります。

また、施設や備品が破損した場合や危険箇所となりうる箇所を発見した場合は、システムの利用報告書のその他特記事項欄にて報告してください。

6 使用の中止

以下の場合、使用を中止してください。

- (1)市内で、大雨特別警報、暴風警報が発令されているとき。

また、運動場の場合は、上記発令に加え降雨等で運動場のコンディションが悪い場合や、使用中に雨が降っている場合、雷鳴があった際は速やかに中止してください。

- (2) 使用場所において、暑さ指数(WBGT)が31以上の場合。
- (3) 災害が発生した場合。
- (4) その他、市長が使用の中止が妥当と判断した場合。

7 使用料について

- (1) 学校体育施設については、無料で使用することができます。(ナイター施設使用料、体育館エアコン光熱費を除く)
- (2) ナイター施設の使用料

夜間の運動場(第二中、第五中、佐井寺中、豊津中、豊津西中、山田東中、千里丘のみ使用可能)を使用する場合は、ナイター施設を使用してください。ナイター施設は30分毎に800円の使用料が発生します。

夜間の運動場の利用時間は学校によって異なります。(以下、「夜間の運動場利用時間一覧表」参照)

【夜間の運動場利用時間一覧表】

中学校	実施時間
第二中	午後7時から午後9時まで 日曜日及び休日は、午後6時から午後9時まで
第五中	午後7時から午後10時まで (ただし、12月と1月の使用は不可)
佐井寺中	午後7時から午後9時まで 日曜日及び休日は、午後6時から午後9時まで
豊津中	午後7時から午後9時まで 土曜日、日曜日及び休日は、午後6時から午後9時まで (ただし、1月と2月の使用は不可)
豊津西中	午後7時から午後9時まで (6月から9月までは、午後7時30分から午後9時30分まで。ただし、中学生対象の場合は午後7時から午後9時まで) 日曜日及び休日は、午後6時から午後9時まで
山田東中	午後7時から午後9時まで 土曜日、日曜日及び休日は、午後6時から午後9時まで
千里丘中	午後7時から午後9時まで 日曜日及び休日は、午後6時から午後9時まで

※上記表中、以下の時間からナイター施設を点灯します。

時期	点灯開始時間
5/1-5/31	午後6時30分
6/1-7/31	午後7時
8/1-8/15	午後6時30分
上記以外	午後6時

(3) ナイター施設使用料の支払い方法

システムで予約の際に、クレジットカードでお支払いください。クレジットカードでの支払いができない場合は、文化スポーツ推進室までお問合せください。

(4) 体育館のエアコンの光熱費及び支払い方法

体育館のエアコンを使用する場合は、光熱費として1時間当たり630円をお支払いいただく必要があります。使用日当日に警備員にエアコンを使用する旨を伝え、PayPayで支払いをしてから使用してください。PayPayでの支払いができない場合は、事前に学校管理課(06-6155-8031)にお問合せください。

8 キャンセル及びナイター施設使用料の還付について

キャンセルの手順は、タイミングにより異なります。

なお、運営上支障をきたすキャンセルを行う団体については、利用団体登録を抹消することがあります。

(1) キャンセル手順

ア 使用日前々日までのキャンセル手順(システムによるキャンセルができる場合)

システムによる予約キャンセルをお願いします。

イ 使用日前日からのキャンセル手順(システムによるキャンセルができない場合)

使用日前日からはシステムによるキャンセルができません。やむを得ず予約をキャンセルする場合、関係部署による利用状況の把握が必要なため、運営委員会、包括管理事業者(グリーンホスピタルサプライ吹田管制センター)に必ず電話またはメールによるキャンセル連絡を速やかに行ってください。

【包括管理事業者(グリーンホスピタルサプライ吹田管制センター)連絡先】

電話:06-6318-9121【24時間受付】

メール:jpu-suita_operation@jpu.co.jp

また、使用日以降システムの利用報告画面にて、必要事項(中止判断者名、中止理由、中止日時)を報告してください。なお、利用人数については0で入力をお願いします。(「6 使用の中止」に記載される使用中の中止の場合は、当日配置されている警備員への声掛けもお願いします。また、利用人数については中止前の使用人数を報告してください。)

※利用報告がない場合、使用日翌日以降に登録メールアドレスに利用報告を催促するメールが届きます。

※使用日当日、使用開始時間から1時間を経過しても使用者が使用校に現れない場合は、キャンセルされたものとみなします。(遅れる等の連絡があった場合は除く。)

(2) キャンセルした時の使用料の還付について

ナイター施設のキャンセル時期による還付割合については下記別表のとおりです。

当日使用中に、「6 使用の中止」に記載している中止事由が生じ、利用団体、運営委員会、管理指導員が使用中止と判断したときは、使用不可となった時間に応じて使用料を還付します。システムの利用報告画面にて中止判断者名、中止理由、中止日時を入力してください。還付額決定のため、使用中止のシステム報告は使用日翌日までに必ず行ってください。報告がない場合、直接

窓口での還付手続きが必要になる場合があります。

なお、後日管理指導員から文化スポーツ推進室に提出される中学校運動場ナイター施設業務日誌と照らし合わせ、使用中止時間が異なる場合は、管理指導員から報告のあった使用中止時間を元に金額を精算します。

還付方法は、クレジットカード会社により使用料から還付額を差し引かれる形で行われます。

※ 使用日当日に使用することができなかった時間に30分未満の端数があるときは、これを30分として還付額を計算するものとします。

(別表) ナイター使用料の自己都合によるキャンセルによる還付金

自己都合によるキャンセル	還付割合
10日前まで	100%
3日前まで	50%
2日以内	0%

9 学校施設の使用許可条件について

学校の施設を使用するためには、以下の条件を遵守する必要があります。

- (1) 利用者は、吹田市学校施設使用に関する規約(以下、「規約」という。)に従い、施設を使用すること。
- (2) 許可を受けた目的以外に使用しないこと。また、使用の権利を譲渡し転貸ししないこと。
- (3) 利用者は、使用施設・設備などの準備・後始末、原状回復等を行うこと。
また、準備・後始末、原状回復等は許可時間内に行うこと。
- (4) ゴミは必ず持ち帰り、学校のゴミ箱には捨てないこと。
- (5) 学校敷地内及び周辺での喫煙は禁止とする。
- (6) 体育館内は土足を禁止とする。
- (7) 使用中の負傷事故、施設の破損、その他損害等については、市はその責を負わない。施設に破損その他損害を与えた場合、管理責任者は直ちに学校に連絡するとともに弁償すること。なお、学校開放の活動に関し、施設に破損その他損害を与えた場合の連絡先は、3 利用の条件の(8)を参照すること。
- (8) 工事中については、安全を第一にするため、工事個所以外の施設についても長期の中止となる場合があり、やむを得ず、急に中止になる場合があることを理解のうえ利用すること。
- (9) 次の各号のいずれかに該当するときは使用許可の取消し、もしくは変更することがある。
 - ア 管理運営上支障が生じたとき。
 - イ 使用者がこの許可条件に違反したとき。

(10) 緊急事態に備えるために、活動中の管理責任者は負傷者への適切な応急処置ができる知識や技術を習得するよう努めること。

(11) 体育館のエアコン使用に当たっては、以下10「学校体育館空調設備(エアコン)使用条件」を遵守すること。

10 学校体育館空調設備(エアコン)使用条件について

学校体育館空調設備(エアコン)を使用するには、以下の条件を遵守する必要があります。

(1) エアコンを使用する場合は、光熱費として、1時間当たり630円を負担すること。

(2) 光熱費の支払いは、次のアからウに定める手順に従って行うこと。

ア 使用する学校体育館において、スマートフォンによるコード決済(ユーザースキャン方式)を基本とすること。

イ コード決済は、エアコンを使用する直前に行うこと。

ウ コード決済完了後は、決済状況が確認できる画面を警備員に提示すること。

(3) 光熱費の支払いは、事前支払いとすること。ただし、使用者の責任によらない事由によって、体育館使用当日にコード決済ができない場合は、納入通知書による事後支払いに対応すること。

(4) スマートフォンによるコード決済での支払いが困難な場合は、事前に納入通知書による支払いをし、体育館使用当日に領収印のある領収証書を警備員に提示すること。

(5) エアコンの使用は1時間単位とすること。使用予定時間が1時間未満の場合でも1時間分の光熱費を支払うこと。

(6) 既納の光熱費は返金の対象外とする。ただし、次のアからウのいずれかに該当するときは、その全部又は一部を返金の対象とする。

ア 使用者の責任によらない事由によって、使用することができないとき。

イ 市の都合によって、使用許可を取り消したとき。

ウ 教育委員会が相当の事由があると認めたとき。

(7) エアコンを使用するときは、市が別途指定する手順に従うこと。

■お問合せ窓口■ 吹田市都市魅力部文化スポーツ推進室

住 所 : 〒564-0041

大阪府吹田市泉町1丁目3-40 低層棟3階

ア ク セ ス : 阪急吹田駅北改札口出てすぐ

T E L : 06-6384-2431

F A X : 06-6368-9908

電子メール : oyaku-system@city.suita.osaka.jp

11 様式

(1)利用団体登録申請書

様式第1号

年 月 日

年度小中 学校 学校体育施設開放事業利用団体登録申請書

吹田市長あて

受付日	年 月 日
-----	-------

スポーツ活動を主目的とする団体

団体(チーム)名							
代表者氏名				TEL			
住 所	〒 -						
構成人数	対象	小学生未満	小学生	中学生	高・大学生	一般	合計
		人	人	人	人	人	人
構成員の校区	利用学校区内		その他の校区		合計		
	人		人		人		
運動種目	<input type="checkbox"/> 運動場 <input type="checkbox"/> 日曜 <input type="checkbox"/> ナイター		()				
	<input type="checkbox"/> 体育館		()				
団体の規則	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無						
料金の徴収	<input type="checkbox"/> 有 (1人 円/回) <input type="checkbox"/> 無						
徴収料金の使用内容 (講師謝礼金等)							
備考							

- ・主たる指導を行っている方以外の成人を管理責任者とし、成人の登録は複数名にしてください。
- ・料金の徴収がある団体は、収支報告書を作成してください。また市は提出を求める場合があります。
- ・NPO団体等非営利団体については、確認できる書類の提出を求める場合があります。

(2) 団体登録構成員名簿

樣式第2号

年度

小・中学校 学校体育施設開放事業 団体登録構成員名簿

年 月 日

(3)参加同意書

様式第3号

年度

学校体育施設開放事業夜間参加同意書

() 小・中学校 学校体育施設開放運営委員会様

(利用団体名) の一員として、夜間に参加する際には、以下を遵守することに同意いたします。

- ・成人である指導者のもとで活動を行うこと。
- ・施設までの往復を含め、活動中の事故等については、吹田市、吹田市教育委員会、運営委員会及び学校は一切の責任を負わないこと。
- ・夜間の活動に参加する小学生にあっては、施設まで保護者が送迎を行うこと。

年 月 日

参加者名

学校名

小・中学校 (年生)

(利用区分 : 小学校 中学校 中学校ナイター)

保護者名

住 所

電 話